

2008年（平成20年）5月28日

国土交通大臣

観光立国担当大臣

冬 柴 鐵 三 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理 事 長 清 水 巖

〒650-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階 かげやま司法書士事務所内

TEL：078-361-7201 FAX：078-361-7228

URL：<http://hyogo-c-net.com>

（本件に関する連絡先）

間瀬・鈴木法律事務所 弁護士鈴木尉久

TEL:078-351-1669 FAX:078-351-1667

## 要 請 書

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット（以下、「当NPO法人」と言います）は、兵庫県神戸市に事務所を置く、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とする特定非営利活動法人で、2008年5月28日に、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されま

した。

当NPO法人は、今般、株式会社ジャルツアーズに対して、別紙「申入書」のとおり、約款使用差止めの申入れを行いました。

その内容は、同社との間で募集型企画旅行契約を締結した旅行者が、旅行代金の支払を「JAL利用クーポン」により行った後、標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部・第16条第1項所定の解除権を行使したときは、「JAL利用クーポン」につき「決済後の取り消し、コース及び日程変更の場合、取り消し料の有無にかかわらず、払い戻しできません。」との約款を使用することを止め、上記標準旅行業約款別表第一に定める取消料を超過する額面の「JAL利用クーポン」を、解除権を行使した旅行者に返還するよう求める、というものです。

この旨をお知らせしますので、貴台におかれましても、株式会社ジャルツアーズをはじめ、旅行業者が、旅行業法を遵守するよう、ご指導、ご監督くださるよう要請をいたします。